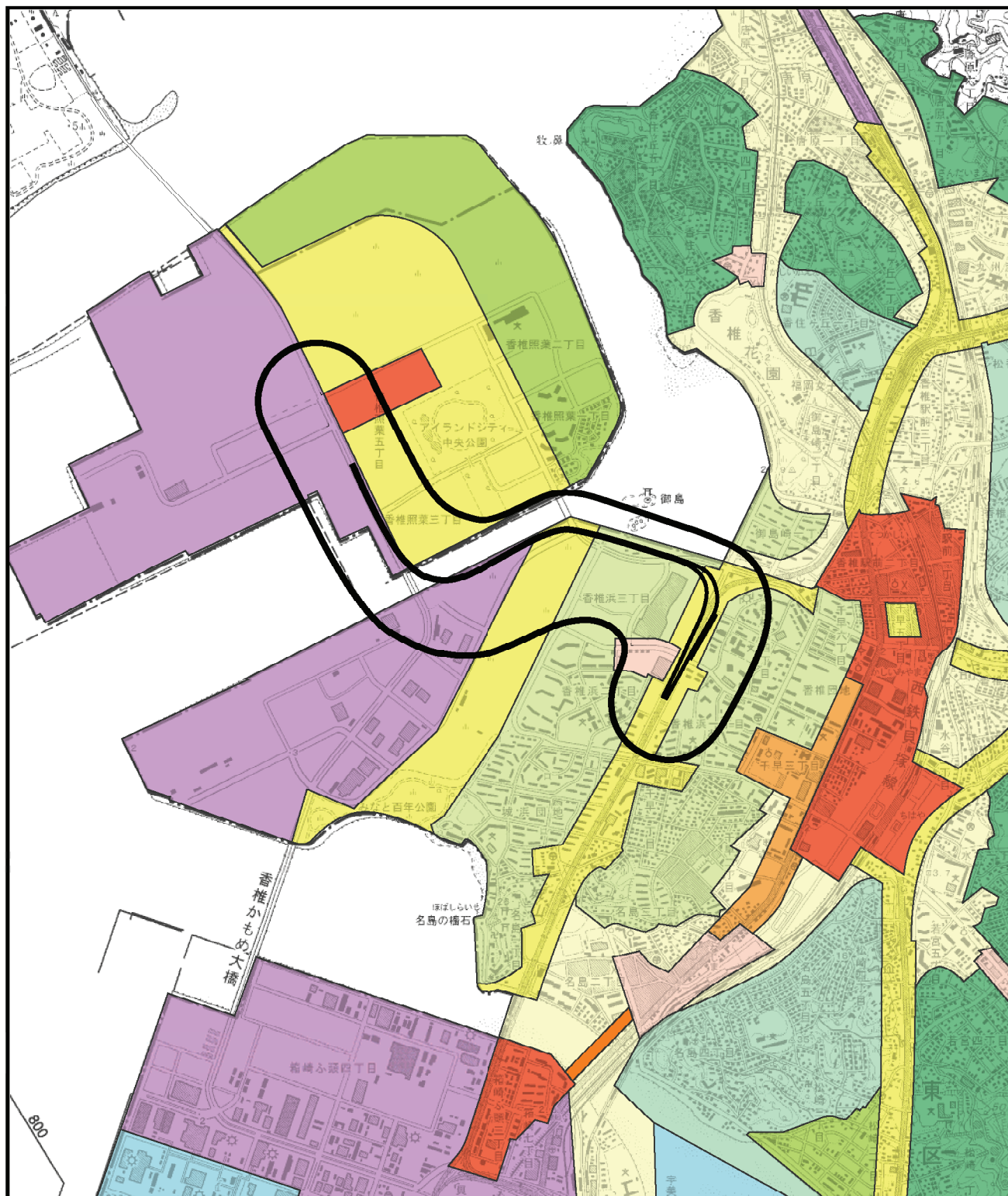


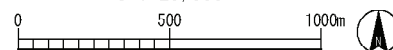


記号	名 称	記号	名 称
	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		

凡 例

: 都市計画対象道路事業実施区域
 : 都市計画対象道路

S=1:25,000



資料：「都市計画総括図」（平成23年4月、福岡市）

図4-2-3 都市計画区域図

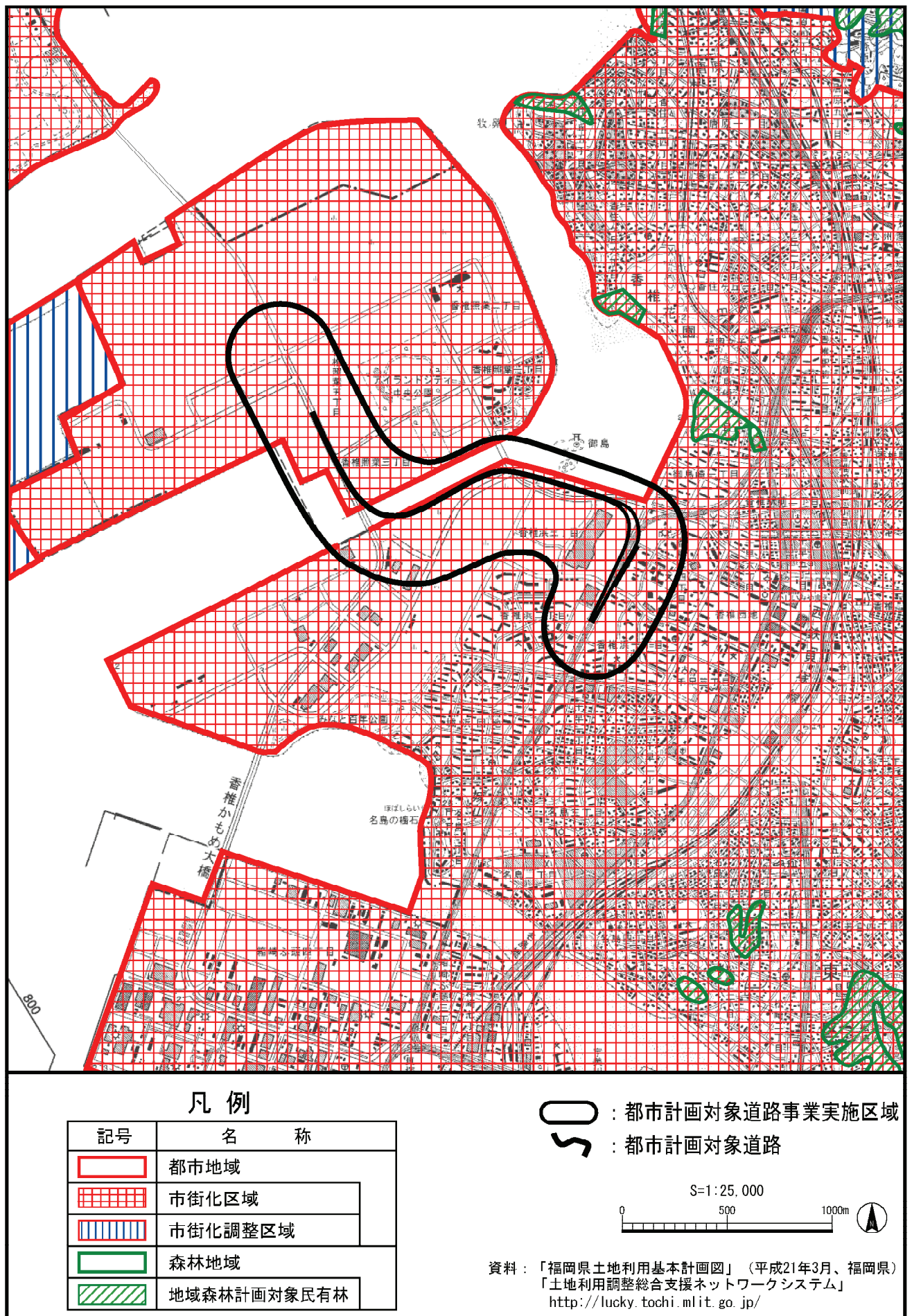


図4-2-4 土地利用基本計画図

3) 主要な事業計画の状況

調査対象地域における主要な事業計画は表 4-2-11 及び図 4-2-5 に示すとおりである。

調査対象地域では、道路事業、都市再生整備事業、土地区画整備事業、アイランドシティ整備事業の計画がある。なお、国道 3 号博多バイパスは、一部供用が開始されている。

アイランドシティ整備事業は、博多湾の東部海域において、平成 6 年から整備を進めているものであり、国際物流拠点として港湾機能の強化を図る「港湾機能の強化」、人と地球にやさしい住環境と活力あるコミュニティを創造する「快適な都市空間の形成」、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積拠点を形成する「新しい産業の集積拠点の形成」、海の中道地区への道路の整備により、和白周辺の交通渋滞の緩和を図る「東部地域の交通体系の整備」を目的とした整備事業である。福岡市新病院、新青果市場の立地等の事業が計画されている。

表 4-2-11 主要な事業計画

①道路

番号	事業名	延長	車線数	事業区間
1	国道 3 号 博多バイパス	7.7km	6 車線	福岡市東区下原～福岡市東区二又瀬

②都市再生整備事業

番号	事業名	地区名	面積	整備状況
2	香椎副都心地区都市再生整備計画	香椎副都心地区	約 600ha	整備中

「社会資本総合整備計画 香椎副都心地区都市再生整備計画」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/10118/1/1009kashiihukutoshin-seibikeikaku.pdf>

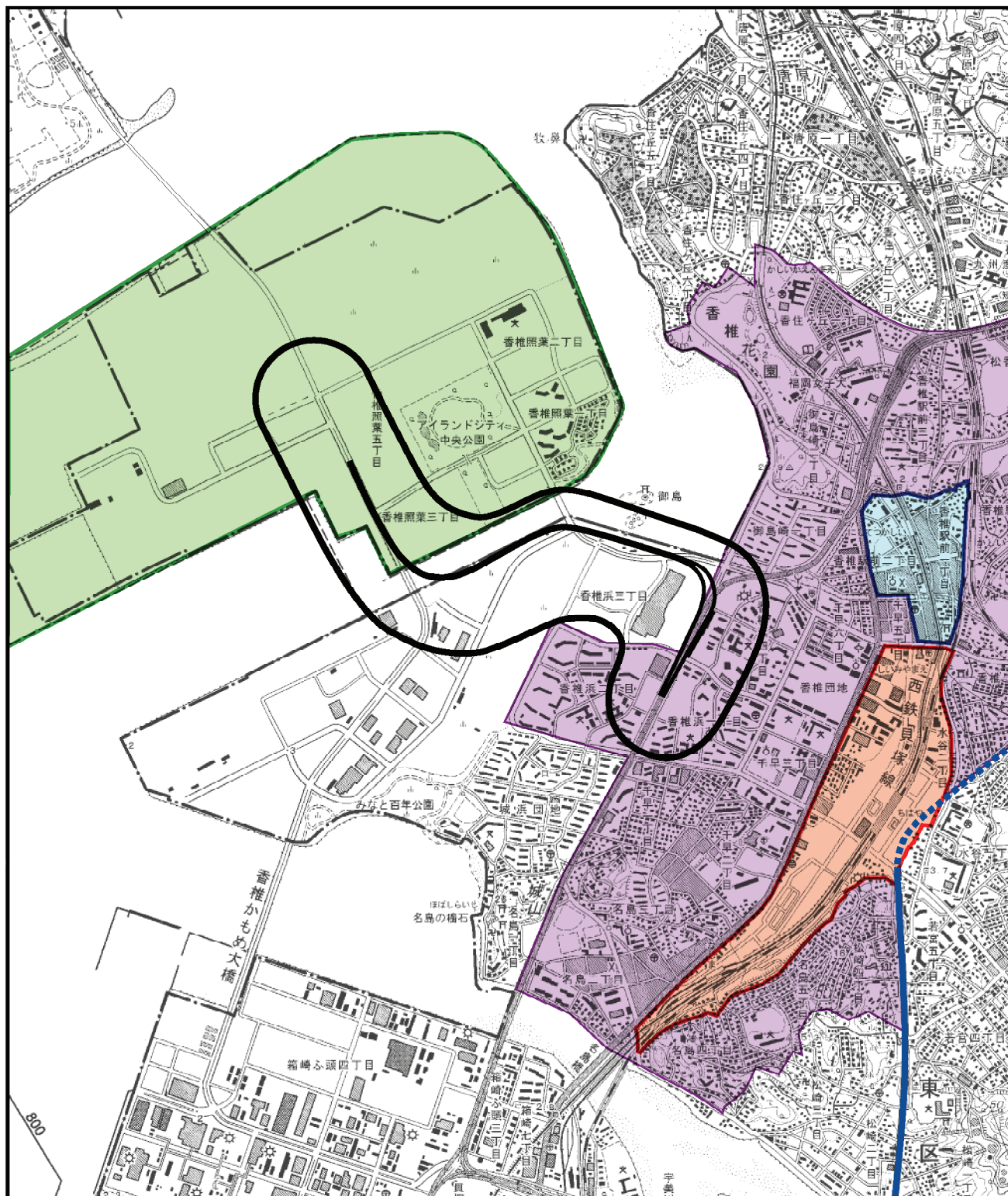
③土地区画整備事業

番号	事業名	地区名	面積	整備状況
3	香椎副都心土地区画整備事業	香椎副都心地区	約 66.3ha	整備中
4	香椎駅周辺土地区画整理事業	福岡市東区香椎駅前 1 丁目、 香椎駅前 2 丁目、千早 5 丁目、 香椎駅東 1 丁目の各一部	約 20.7ha	整備中

資料：「香椎副都心土地区画整備事業」<http://www.ur-net.go.jp/kyusyu/kashii/pdf/pamphlet.pdf>（独立行政法人都市再生機構九州支社 福岡都市整備事務所）
「香椎副都心土地区画整備事業」<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/3592/1/sekouichirann.pdf>
（福岡市住宅都市局）

④アイランドシティ整備事業

番号	事業名	地区名	面積	整備状況
2	アイランドシティ事業計画	香椎照葉 1 丁目～5 丁目、みなと香椎 1 丁目～3 丁目	約 401.3ha	整備中

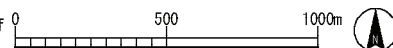


記号	名 称	
—	整備済・既成・一部供用	国道3号
---	未整備・整備中	博多バイパス
■	香椎副都心地区都市再生整備計画	
■	香椎副都心土地区画整理事業	
■	香椎駅周辺土地区画整理事業	
■	アイランドシティ事業計画	

凡 例

OS : 都市計画対象道路事業実施区域
 OS : 都市計画対象道路

S=1:25,000



資料：「香椎副都心土地区画整理事業」<http://www.ur-net.go.jp/kyusyu/kashii/pdf/pamphlet.pdf>
 「香椎駅周辺土地区画整理事業」http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kashii-keikaku/machi/kashiimatidukuri/003_2.html
 「アイランドシティ事業概要」http://island-city.city.fukuoka.lg.jp/enterprise/enterprise_index.html
 「社会資本総合整備計画 香椎副都心地区都市再生整備計画」<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/ont/3/10118/1/1009kashiihukutoshin-seibikeikaku.pdf>

図4-2-5 主要な事業計画位置図

4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

調査対象地域における海域の利用状況は、図 4-2-8 に示すとおりである。

(1) 河川の利用の状況

福岡市は、近郊河川やダムからの取水、また、筑後川から導水している福岡地区水道企業団から配水を受けている。

調査対象地域周辺にある多々良川の上流にある多々良浄水場は、施設能力 122,000m³/日（福岡地区水道企業団分 22,000m³/日を含む）となっている。

多々良川水系河川の水道水源としての利用状況は表 4-2-12 に示すとおりである。

なお、調査対象地域における河川等の内水面には漁業権は設定されていない。

表 4-2-12 河川から取水する水道水源の状況

水道名	河川名		取水口	取水量 (m ³ /日)	関連ダム名	
	水系名	河川名	位置		名称	有効貯水量(m ³)
上水	多々良川	多々良川	福岡市東区 多の津	100,000	猪野ダム	4,910,000
		穴口川	糟屋郡久山 町大字久原 字穴口	11,318*	久原ダム	1,460,000
		長谷川	福岡市東区 大字香椎字 高道	31,536*	長谷ダム	4,850,000
		鳴瀬川	糟屋郡篠栗 町大字篠栗	3,500	鳴瀬ダム	4,160,000

注) *の数字は、内数を示している。

資料：「平成 21 年度 福岡県の水道」<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f12/fukuokasuidou21.html>

(2) 海域の利用の状況

a. 港としての海域の利用状況

博多湾に位置する博多港は、九州・西日本の海の玄関口として、またアジア・世界につながる拠点港湾として発展しており、現在整備中のアイランドシティを始め、香椎パークポート、箱崎ふ頭等からなり、中央航路、東航路が整備されている。

博多港の海上出入貨物量は表 4-2-13 及び図 4-2-6 に示すとおりである。平成 22 年度は外国貿易 1,659 万トン、内国貿易 1,309 万トン、総貨物量は 2,968 万トンである。また、平成 13 年から平成 22 年までの推移は平成 17 年度以降減少傾向であったが、平成 22 年度には、わずかに増加となっている。

国際海上コンテナ取扱個数は表 4-2-14 及び図 4-2-7 に示すとおりである。平成 22 年度は、外国貿易が約 72 万 TEU、内国貿易が約 3 万 TEU となっている。また、平成 13 年から平成 22 年までの推移は平成 20 年まで増加していたが、平成 21 年に減少し、平成 22 年度には平成 20 年と同程度まで回復している。

表 4-2-13 博多港の海上出入貨物量の推移

単位：トン

区分		平成 18 年	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
		数 量	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比
外国貿易	輸 出	4,734,296	5,509,580	116.4%	5,616,927	101.9%	5,226,504	93.0%	6,278,546	120.1%
	輸 入	8,611,082	9,059,731	105.2%	9,373,026	103.5%	9,283,502	99.0%	10,316,339	111.1%
	計	13,345,378	14,569,311	109.2%	14,989,953	102.9%	14,510,006	96.8%	16,594,885	114.4%
内国貿易	移 出	3,394,870	3,321,488	97.8%	3,192,656	96.1%	3,230,667	101.2%	3,509,562	108.6%
	移 入	12,452,324	12,328,184	99.0%	10,944,944	88.8%	9,450,175	86.3%	9,576,798	101.3%
	計	15,847,194	15,649,672	98.8%	14,137,600	90.3%	12,680,842	89.7%	13,086,360	103.2%
総 数	輸移出	8,129,166	8,831,068	108.6%	8,809,583	99.8%	8,457,171	96.0%	9,788,108	115.7%
	輸移入	21,063,406	21,387,915	101.5%	20,317,970	95.0%	18,733,677	92.2%	19,893,137	106.2%
	計	29,192,572	30,218,983	103.5%	29,127,553	96.4%	27,190,848	93.4%	29,681,245	109.2%

注) フェリー(自動車航走船)による航走車輛トン数は含まない。

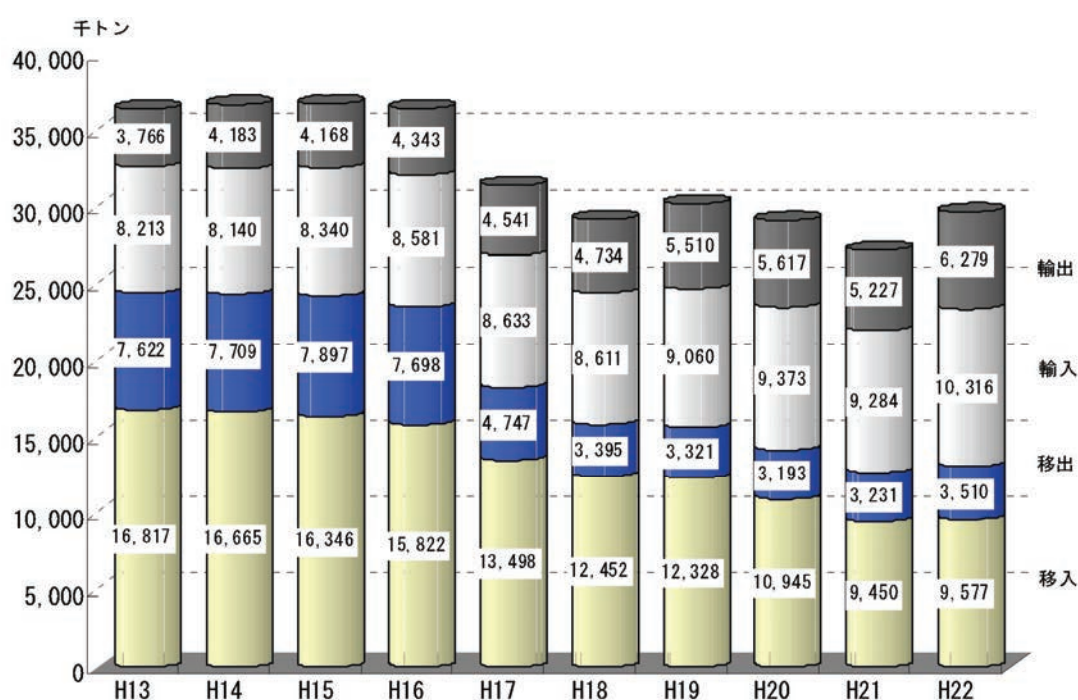
資料:「平成 22 年における博多港の港勢」<http://www.port-of-hakata.or.jp/profile/data/pdf/h22kakutei.pdf> (福岡市)

図 4-2-6 博多港の海上出入貨物量の推移

表 4-2-14 博多港の国際海上コンテナ取扱個数の推移

単位：TEU

区分		平成 18 年	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
		数 量	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比
外国貿易 (ダイレクト)	輸 出	323,647	347,524	107.4%	351,560	101.2%	307,311	87.4%	348,712	113.5%
	輸 入	328,300	354,554	108.0%	364,655	102.8%	321,978	88.3%	370,661	115.1%
	計	651,947	702,078	107.7%	716,215	102.0%	629,289	87.9%	719,373	114.3%
内国貿易 (フィーダー)	移 出	24,279	21,887	90.1%	21,563	98.5%	15,047	69.8%	16,171	107.5%
	移 入	34,575	25,874	74.8%	22,098	85.4%	16,037	72.6%	13,036	81.3%
	計	58,854	47,761	81.2%	43,661	91.4%	31,084	71.2%	29,207	94.0%
総 数	輸移出	347,926	369,411	106.2%	373,123	101.0%	322,358	86.4%	364,883	113.2%
	輸移入	362,875	380,428	104.8%	386,753	101.7%	338,016	87.4%	383,697	113.5%
	計	710,801	749,839	105.5%	759,876	101.3%	660,373	86.9%	748,580	113.4%

注) 実入コンテナと空コンテナの合計値。

TEU (Twenty-foot Equivalent Unit) : コンテナを数えるときの単位。20フィートコンテナ換算個数のこと。20フィートコンテナ1個が1 TEU、40フィートコンテナ1個が2 TEUとなる。

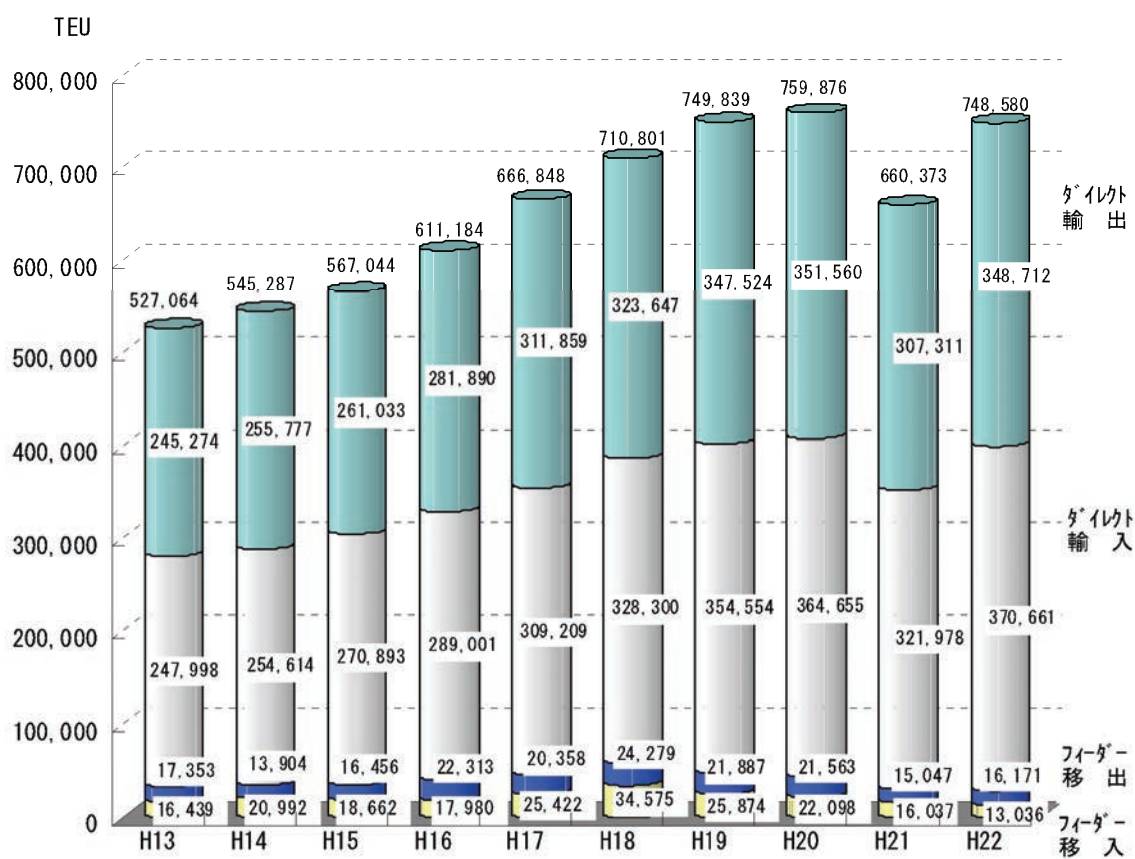
資料：「平成 22 年における博多港の港勢」<http://www.port-of-hakata.or.jp/profile/data/pdf/h22kakutei.pdf> (福岡市)

図 4-2-7 博多港の国際海上コンテナ取扱個数の推移

b. 漁業としての海域の利用状況

調査対象地域では、海水面漁業権は設定されていない。

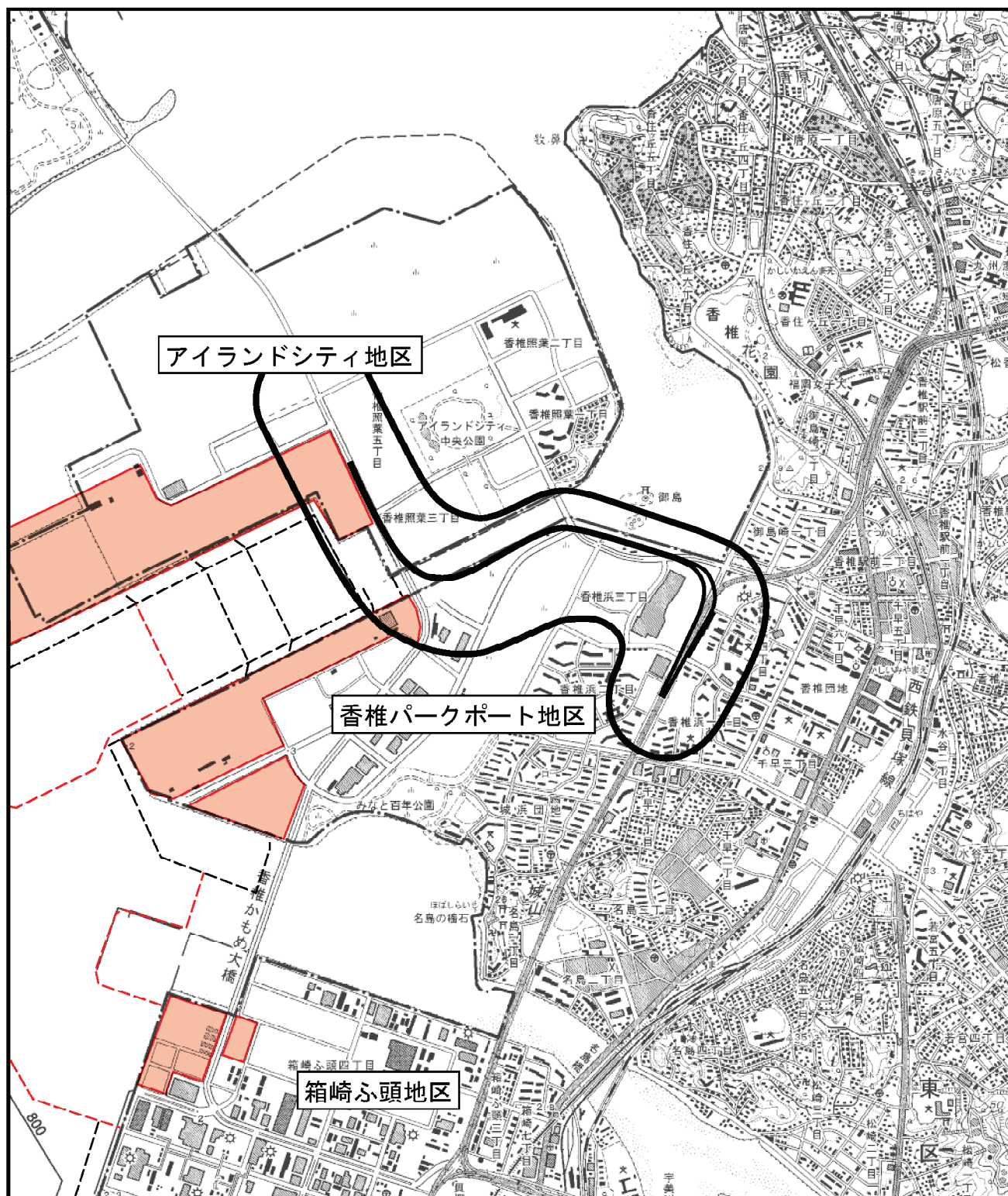


図4-2-8 海域の利用状況

(3) 地下水の利用状況

調査対象地域の地下水利用の状況は以下に示すとおりである。

なお、「福岡市水質測定結果報告書 平成 22 年版」（平成 24 年 1 月、福岡市環境局）によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

a. 上水道、用水供給

水道における地下水の取水量の状況は表 4-2-15 に示すとおりである。

表 4-2-15 地下水利用の状況（上水道・用水供給）

年間取水量（H22）	地下水
福岡市	0
福岡県	50,275 千m ³

資料：「平成 22 年度 福岡県の水道」（福岡県県土整備部水資源対策課）

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/67/67883_14311351_misc.pdf (福岡県)

b. 工業用水

工業用水における地下水の使用量の状況は表 4-2-16 に示すとおりである。

表 4-2-16 地下水利用の状況（工業用水）

使用量（H22）	井戸水
東区	252m ³ /日
福岡市	4,514m ³ /日
福岡県	82,100m ³ /日

「ふくおかデータウェブ」<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/>

(福岡県企画振興部調査統計課)

4.2.4 交通の状況

(1) 主要な道路の位置

調査対象地域における交通網図は図 4-2-9 に示すとおりである。

主要な道路としては、福岡都市高速道路 1 号線、一般国道 3 号、その他主要地方道、一般県道及び臨港道路がある。

(2) 交通量等の状況

調査対象地域における平成 22 年度交通量は表 4-2-17 及び表 4-2-18 に、調査地点は図 4-2-9 に示すとおりである。

調査対象地域においては、一般国道 3 号で交通量が多くなっている。一方、大型車混入率については、アイランドシティコンテナターミナルで高くなっている。

表 4-2-17 交通量調査結果(平成 22 年度)

記号	路線名	観測時間	平日交通量(台)	大型車混入率(%)
A	福岡都市高速道路 1 号線	12	25,581	13.3
		24	31,628	—
B	一般国道 3 号	12	49,335	13.6
		24	71,662	—
C	一般国道 3 号	12	25,297	7.0
		24	35,416	—
D	一般国道 495 号	12	19,533	5.7
		24	25,784	—
E	町川原福岡線	12	3,528	0.9
		24	4,657	—
F	香椎停車場線	12	3,992	4.2
		24	5,177	—
G	多々羅名島線	12	4,062	3.7
		24	5,362	—
H	香椎箱崎浜線	12	15,356	8.0
		24	20,270	—
I	奈多香椎浜線	12	11,380	10.9
		24	14,339	—

出典：「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」

(国土交通省道路局、H23 年 9 月)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/ir-info/doro-genkyo/sensus2010/newsensas.cgi?ken=40>

表 4-2-18 交通量調査結果(平成 22 年度)

調査地点	交通量(台)	大型車混入率(%)
①アイランドシティコンテナターミナル	3,749	71.09
②香椎駅東 3 丁目	6,913	6.03
③貝塚ランプ	1,144	43.18

注) 午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。

資料：「平成 22 年度 交通量調査集計」<http://www.city.fukuoka.lg.jp/koutsu/h21/higasi/higa.html>

(平成 22 年 10 月、福岡市住宅都市局)

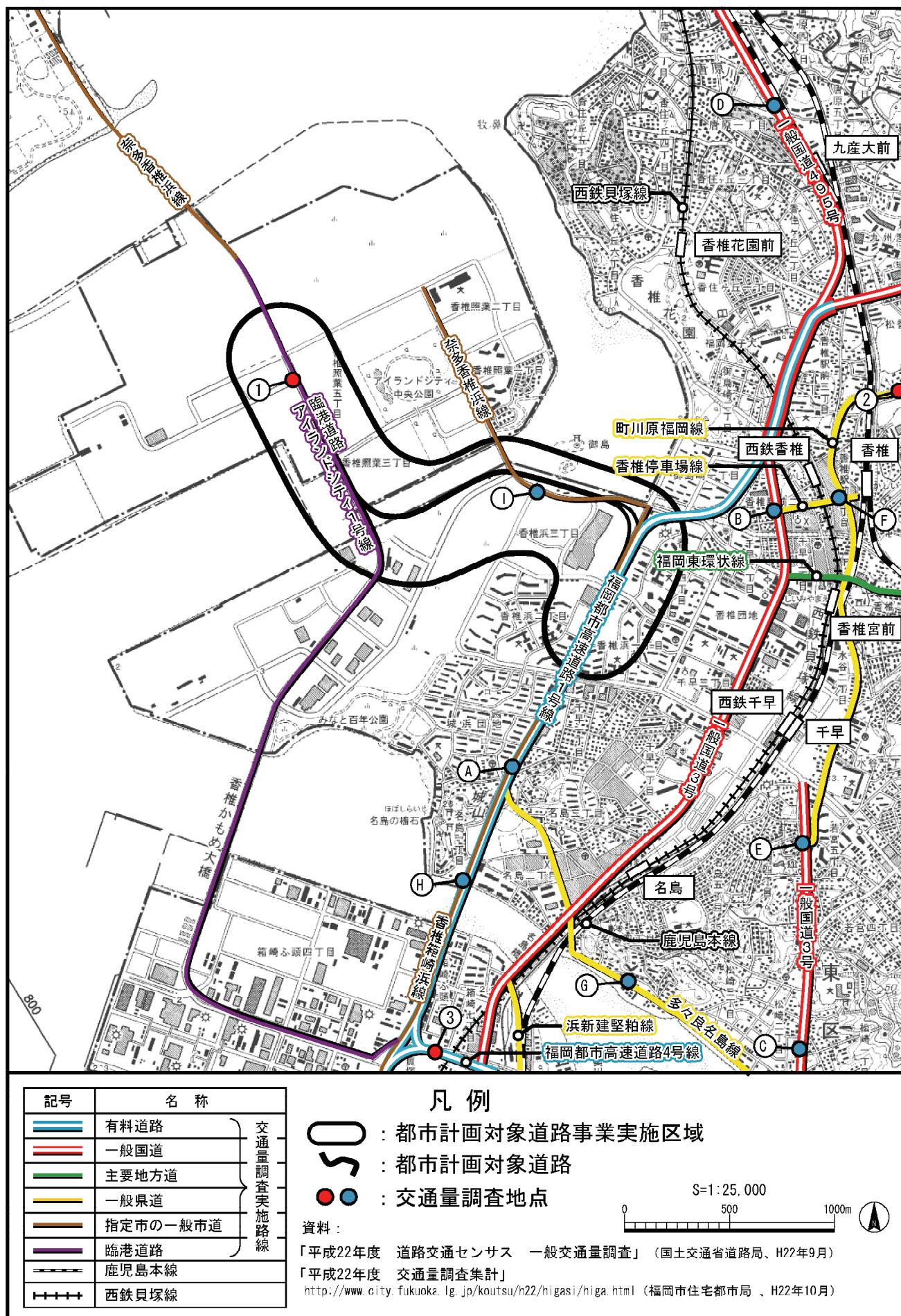


図4-2-9 交通網図

(3) 鉄道の状況

調査対象地域における主要な鉄道としては、西鉄貝塚線、JR 鹿児島本線がある。調査対象地域の各駅における乗車人員数は表 4-2-19 のとおりである。

表 4-2-19 駅別乗車人員数

路 線	駅 名	乗車人員数（千人/年）				
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
西鉄貝塚線	香椎花園前	1,051	1,049	956	967	942
	西鉄香椎	1,452	1,367	1,232	1,170	1,124
	香椎宮前	785	873	845	880	889
	西鉄千早	961	1,099	1,118	1,208	1,220
	名島	609	611	584	629	620
JR鹿児島本線	九産大前	2,345	2,252	2,268	2,282	2,310
	香椎	4,579	4,349	4,255	4,247	4,189
	千早	－	2,140	2,402	2,591	2,825

備考：1. 西鉄千早に関しては、平成 15 年度までは名香野、平成 16 年度以降に西鉄千早となった。

2. 表中の「－」は、データが無いことを示す。

出典：「ふくおかデータウェブ」 <http://www.toukei.pref.fukuoka.jp/report/index.html>（福岡県企画振興部調査統計課）

「福岡市統計書（平成 22 年版）」<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/index.html>

（福岡市総務企画局企画調整部統計調整課）

4.2.5 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

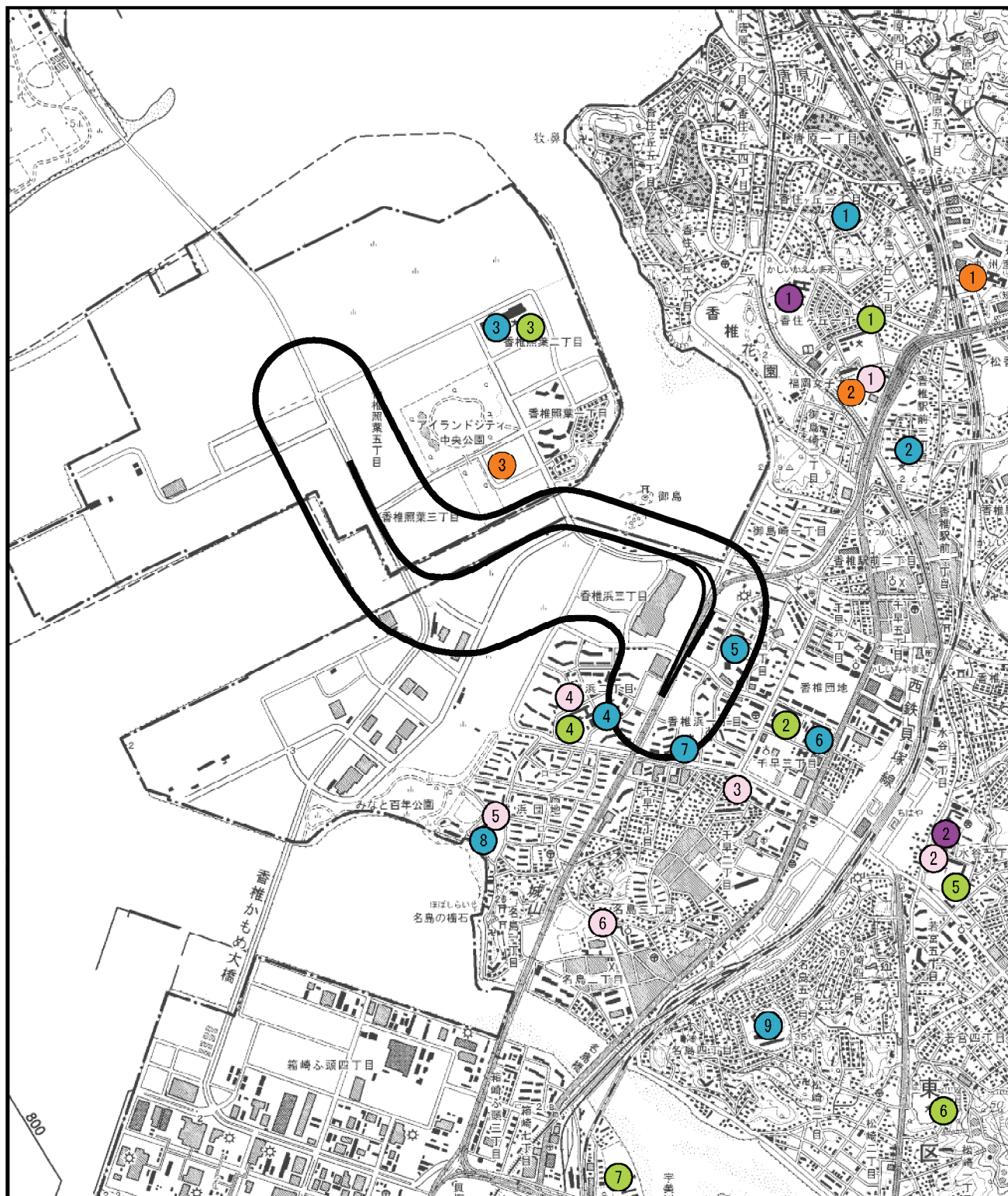
調査対象地域における環境の保全について配慮が必要な施設等は表 4-2-20 及び表 4-2-21 及び図 4-2-10 及び図 4-2-11 に示すとおりである。都市計画対象道路事業実施区域は香椎浜幼稚園、愛咲美保育園、香椎浜保育園、香椎浜小学校、香陵小学校、千早西小学校、医療法人社団杏林会杉岡記念病院、新病院（建設予定）の近傍を通過する。

表 4-2-20 環境の保全について配慮が必要な施設(学校等)

区分	番号	名 称
幼稚園	①	香椎幼稚園
	②	松崎幼稚園
	③	千早幼稚園
	④	香椎浜幼稚園
	⑤	さくら幼稚園
	⑥	福岡名島幼稚園
小学校	①	香住丘小学校
	②	香椎小学校
	③	照葉小学校
	④	香椎浜小学校
	⑤	香陵小学校
	⑥	千早小学校
	⑦	千早西小学校
	⑧	城浜小学校
	⑨	名島小学校
中学校	①	香椎第二中学校
	②	香椎第一中学校
	③	照葉中学校
	④	城香中学校
	⑤	多々良中学校
	⑥	松崎中学校
	⑦	箱崎中学校
高等学校	①	香住丘高等学校
	②	博多高等学校
大学	①	九州産業大学
	②	福岡女子大学
	③	サイバー大学

資料：「平成 21 年度 教育便覧」<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/kyouiku-binran-21.html>
 （福岡県教育庁総務部総務課）

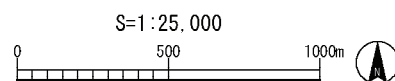
「幼稚園を探そう」<http://www.fysk.or.jp/> （社団法人福岡県私立幼稚園振興協会）



記号	名 称
● 1~6	幼稚園
● 1~9	小 学 校
● 1~7	中 学 校
● 1~2	高等学校
● 1~3	大 学

凡 例

- : 都市計画対象道路事業実施区域
 : 都市計画対象道路



資料：「平成21年度 教育便覧」
<http://www.prof.fukuoka.lg.jp/f13/kyouiku-binran-21.html>（福岡県教育庁総務部総務課）
 「幼稚園を探そう」
<http://www.fysk.or.jp/>（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会）

図4-2-10 環境の保全についての配慮が必要な施設の位置図（学校等）

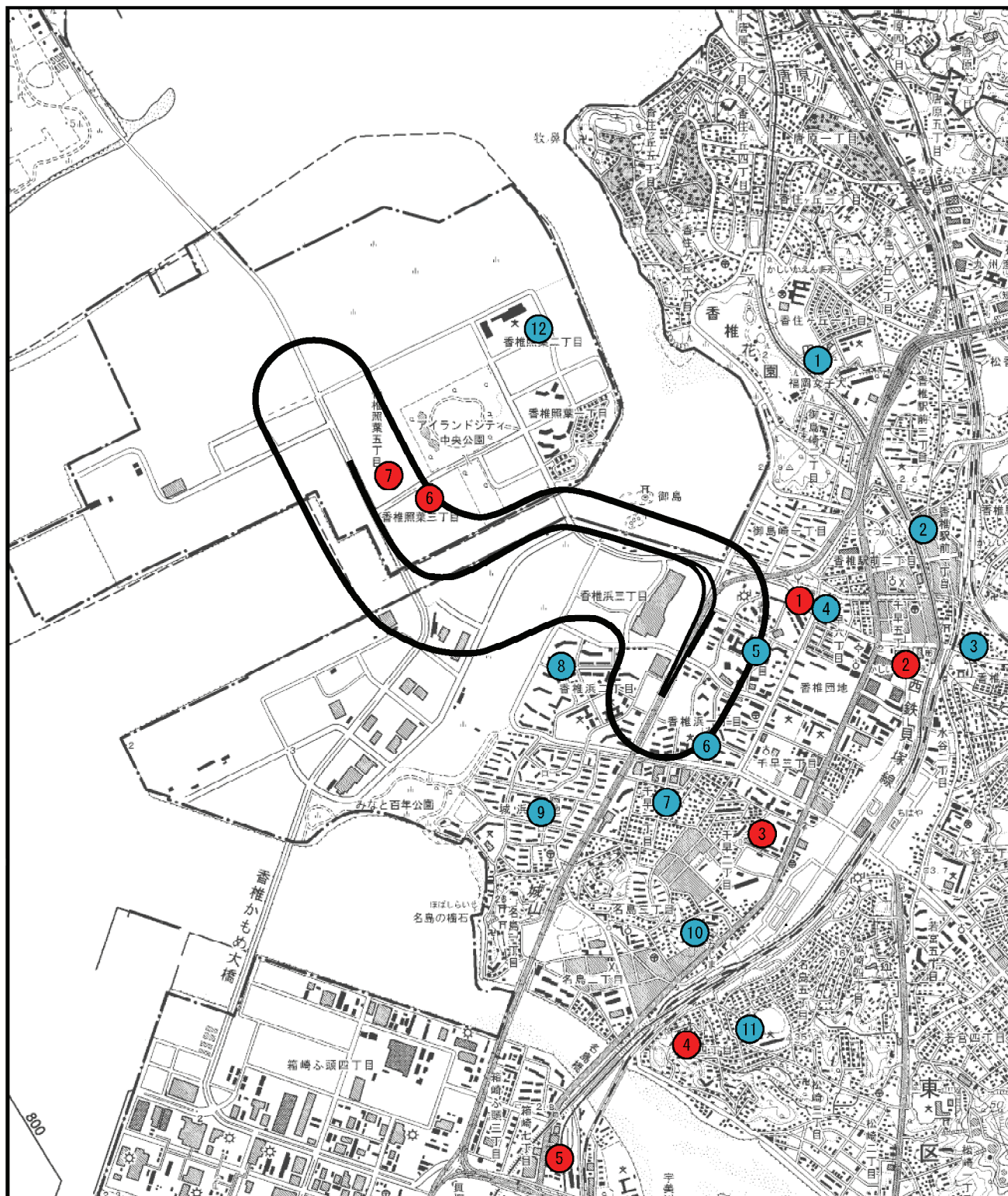
表 4-2-21 環境の保全について配慮が必要な施設(病院・福祉施設等)

区分	番号	名 称
病院	①	福満会ふくみつ病院
	②	輝栄会福岡輝栄会病院
	③	千早病院
	④	済世会河野名島病院
	⑤	貝塚病院
	⑥	医療法人社団杏林会 杉岡記念病院
	⑦	新病院(建設予定)
保育園	①	香住ヶ丘保育園
	②	香椎保育所
	③	綾杉保育園
	④	御幸保育園
	⑤	愛咲美保育園
	⑥	香椎浜保育園
	⑦	つぼみ保育園
	⑧	かんな保育園
	⑨	城浜保育園
	⑩	名島保育園
	⑪	信愛保育園
	⑫	アイランドシティ保育園

資料：「福岡市医師会」<http://www.city.fukuoka.med.or.jp/>

「福岡市保育協会」<http://www.hoiku.or.jp/>

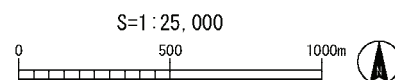
「新病院整備の経緯」http://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/kodomo/shisei/1004_3.html



凡 例

記号	名 称
● 1~7	病 院
● 1~11	保育所

 : 都市計画対象道路事業実施区域
 : 都市計画対象道路



資料: 「福岡市医師会」 <http://www.city.fukuoka.med.or.jp/>
 「福岡市保育協会」 <http://www.hoiku.or.jp/>
 「新病院整備の経緯」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shinbyoin/shisei/shinbyouin.html>

図4-2-11 環境の保全についての配慮が必要な施設の位置図（病院・福祉施設等）

4.2.6 下水道の整備の状況

東区、福岡市及び福岡県の下水道普及率は表 4-2-22 に示すとおりである。

平成 21 年度の東区の普及率は 99.6% とほぼ整備されている。

表 4-2-22 下水道事業実施状況(平成 21 年度)

市・県	行政人口(A)	処理人口(B)	整備面積	普及率(%)B/A
東 区	290,153	288,980	4,137	99.6
福 岡 市	1,454,062	1,446,900	16,602	99.5
福 岡 県	5,038,574	3,815,618	62,235	75.7

資料：福岡県下水道整備状況 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/18seibi-jokyo.html>

(福岡県建築都市部下水道課)

「福岡市の下水道 平成 22 年度」(平成 22 年 8 月、福岡市道路下水道局)

4.2.7 歴史的文化遺産の状況

(1) 指定文化財

調査対象地域における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号)に基づき指定された文化財は表 4-2-23 及び図 4-2-12 に示すとおりである。なお、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には存在しない。

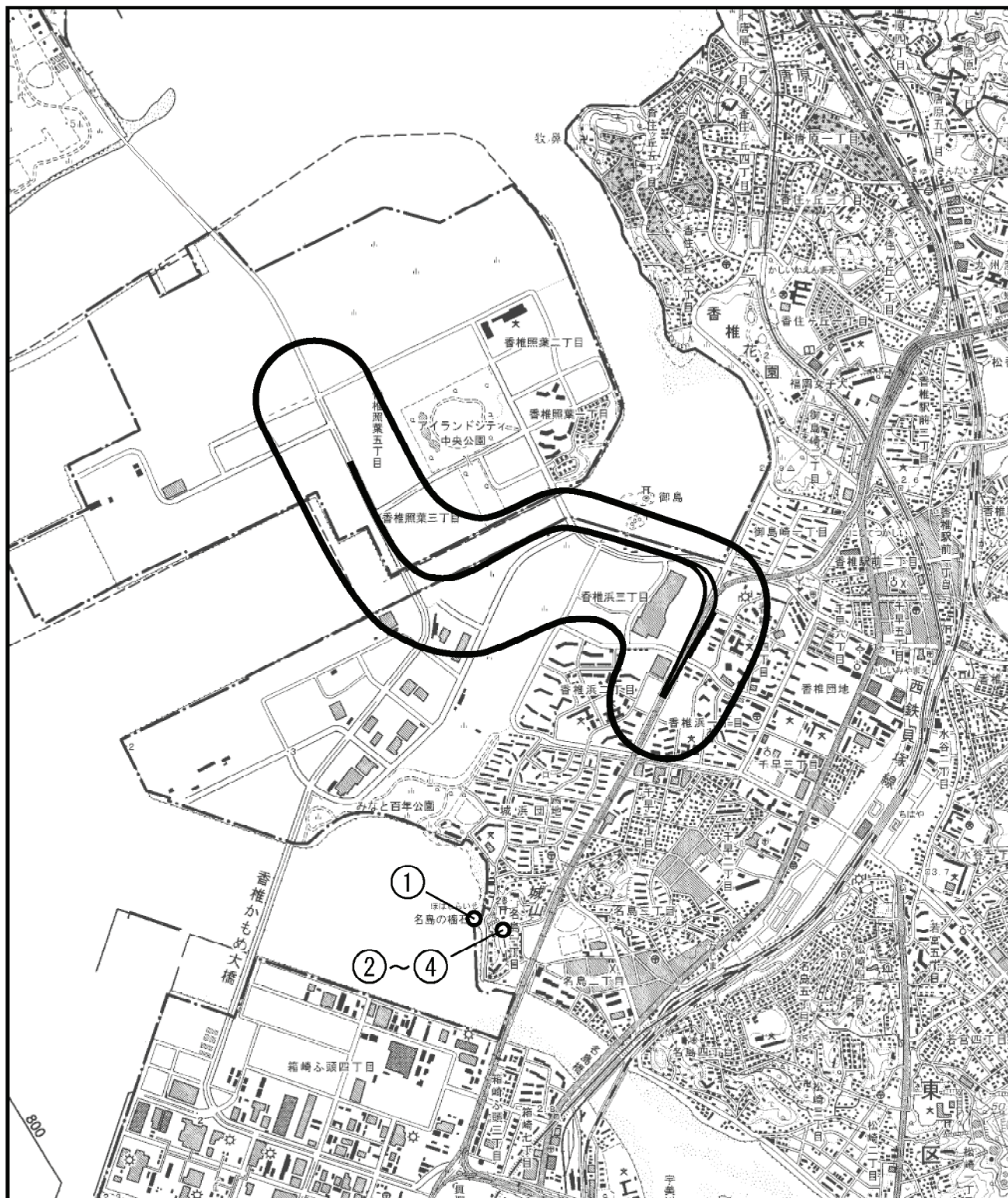
表 4-2-23 指定文化財等一覧表

番号	区 分	種 別	名 称	所 在
1	国指定	天然記念物	名島の檣石	福岡市東区名島 1 丁目名島神社境内及び公有海面
2	市指定	考古資料	応永銘梵字板碑	福岡市東区名島 1 丁目 25-1
3	市指定	考古資料	貞和七年銘梵字板碑	福岡市東区名島 1 丁目 25-1
4	市指定	考古資料	明德庚午歳銘梵字板碑	福岡市東区名島 1 丁目 25-1

資料：「福岡市の文化財」<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/property/> (福岡市教育委員会文化財部文化財整備課)

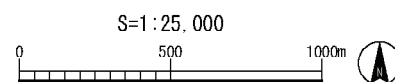
(2) 埋蔵文化財

調査対象地域における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号)に基づき指定された埋蔵文化財は存在しない。



凡 例

-  : 都市計画対象道路事業実施区域
-  : 都市計画対象道路
-  : 指定文化財等



資料：「福岡市の文化財」 <http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/property/> (福岡市教育委員会文化財部文化財整備課)

図4-2-12 指定文化財等位置図

4.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況

(1) 環境基準の状況

1) 大気汚染

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)に基づく大気の汚染に係る環境基準は表4-2-24に示すとおりである。大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 4-2-24 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	告 示
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第73号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 (最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第74号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号 (最終改正 平成13年4月30日環境省告示第30号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示第33号
備 考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

2) 水質汚濁

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 平成24年8月22日環境省告示第94号)は表4-2-25～表4-2-33に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全ての公共用水域に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域別の水域の利用目的に応じていくつかの類型に区分し、河川、海域ごとに類型の当てはめ(類型指定)を行うことにより、類型に応じた基準が適用される。

調査対象地域における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は図4-2-13に示すとおりである。調査対象地域付近の河川はC類型、海域はB・Ⅲ類型である。

また、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 平成24年5月23日環境省告示第85号)は表4-2-34に示すとおりである。

表 4-2-25 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項 目	基 準 値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0120(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

表 4-2-26 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目：河川)

【BOD 等に係る環境基準】

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	基準値			
			生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-27 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目：河川)

【全亜鉛等に係る環境基準】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 4-2-28 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目：海域)

【COD 等に係る環境基準】

項目 類型	利用目的の 適応性	水生生物の生息状況の適応性				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保 全及び B 以 下の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	1,000 MPN/100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及 び C の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	—	—
備考 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 4-2-29 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目：海域)

【全窒素及び全リンに係る環境基準】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然保全環境及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 // 3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

表 4-2-30 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目：海域)

【全亜鉛等に係る環境基準】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下

表 4-2-31 (1) 環境基準の類型指定状況(河川)

平成 8 年 6 月 14 日 福岡県告示第 1141 号

河 川	類型	達成 期間	環境基準値				
			水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	溶存酸素量	大腸菌群数
多々良川上流 津屋堰から上流	A	口	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
多々良川下流 津屋堰から下流	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
宇美川上流 亀山新橋から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
宇美川下流 亀山新橋から下流	C	ロ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
須恵川上流 南里井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
須恵川下流 南里井堰から下流	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
樋井川全域	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
室見川全域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
金屑川全域	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
十郎川全域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
瑞梅寺川全域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
名柄川全域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

表 4-2-31 (2) 環境基準の類型指定状況(河川)

平成 8 年 6 月 14 日 福岡県告示第 1141 号

河 川	類型	達成 期間	環境基準値				
			水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	溶存酸素量	大腸菌群数
唐の原川全域	C	ロ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
七寺川全域	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
江の口川全域	C	ロ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達成
3. 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

* () 内は、平成8年6月14日以前の基準

表 4-2-31 (3) 環境基準の類型指定状況(河川)

平成 8 年 6 月 14 日 福岡県告示第 1142 号

河 川	類型	達成 期間	環境基準値				
			水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	溶存酸素量	大腸菌群数
那珂川上流 塩原橋から上流	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
那珂川下流 (1) 塩原橋から博多川 分岐点まで	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
那珂川下流 (2) 博多川分岐点から 下流	C (D)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
御笠川上流 金島井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
御笠川下流 (1) 金島井堰から 山王橋	D	ハ	6.5 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
御笠川下流 (1) 山王橋から下流	D (E)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達成
3. 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

* () 内は、平成8年6月14日以前の基準

表 4-2-32 環境基準の類型指定状況（博多湾）

【COD 等に係る環境基準】

平成 8 年 6 月 14 日 福岡県告示第 1141 号

水 域	類型	達成 期間	環境基準値				
			水素イオン 濃度	化学的酸素 要求量	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物 質（油分等）
東部海域	B	ロ (ハ)	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
中部海域	A	ロ	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと
西部海域	A	イ	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと
備考 基準値は日間平均値とする。							

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
3. 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

* () 内は、平成8年6月14日以前の基準

表 4-2-33 環境基準の類型指定状況（博多湾）

【全窒素・全燐に係る環境基準】

平成 8 年 6 月 14 日 福岡県告示第 1141 号

水 域	類型	達成 期間	環境基準値	
			全窒素	全燐
東部海域	Ⅲ	ニ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
中部海域	Ⅲ	ニ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
西部海域	Ⅱ	イ	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

注) 1. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
2. 博多湾東部海域の全燐については、引き続き類型Ⅲの基準値が維持されるように努めるものとする。

水域の範囲

東部海域：福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多港西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域

中部海域：福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの。

西部海域：福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域及び中部海域に係る部分を除いたもの

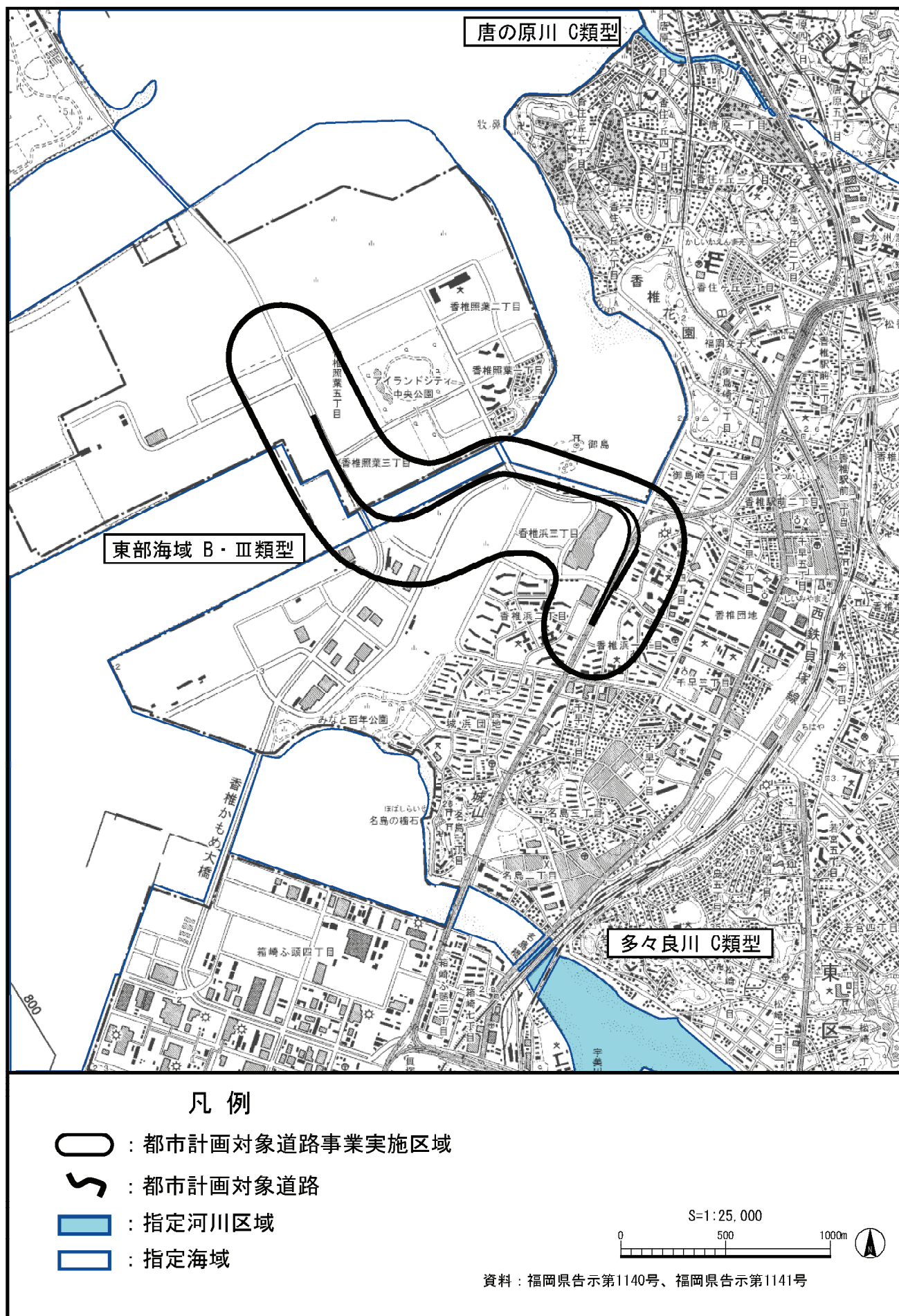


表 4-2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号（最終改正 平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102 の 34.1 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c) (注(6)第三文を除く) に定める方法及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

3) 土壌汚染

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 平成22年6月16日環境省告示第37号)は表4-2-35に示すとおりである。土壌汚染の環境基準は全国一律に適用される。

表 4-2-35 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号 (最終改正 平成22年6月16日環境省告示第37号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき 1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg以下であること。
砒素	検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kgにつき 15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kgにつき 125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき 1mg以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg 及び 1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3mgとする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	

4) 騒 音

a. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく騒音に係る環境基準は表 4-2-36 に、調査対象地域における類型指定状況は図 4-2-14 に示すとおりである。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は A 類型、B 類型及び C 類型である。

表 4-2-36 騒音に係る環境基準

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号 最終改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

【道路に面する地域】

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあたっては 45 デシベル以下、夜間にあたっては 40 デシベル以下）によることができる。	
参考 1. 「幹線道路を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m、2 車線を超える道路では 20m の区域をいう。	

【地域類型のあてはめ】

（平成 11 年 3 月 31 日 福岡県告示第 633 号 最終改正 平成 13 年 3 月 30 日福岡県告示第 575 号）

地域の類型	該 当 地 域
AA 類型	当該地域なし
A 類型	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規定に基づき、福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市長（以下「知事等」という。）が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区域に区分された地域
B 類型	指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域
C 類型	指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域
除外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港